

平成 2 6 年 6 月
京都市上下水道局総務部用度課

工事請負契約約款第 7 条第 1 項に基づく通知の取扱いの変更について

工事請負契約約款第 7 条第 1 項に基づき、工事担当課に提出していただいている「下請負契約等の通知書・変更通知書」及び「市外業者選定理由書」について、下記のとおり取扱いを変更します。

なお、本件につきましては、平成 2 6 年 6 月 1 日契約分以降からの取扱いとさせていただきます。

記

- 1 「市外業者選定理由書」の提出について
「下請負契約等の通知書・変更通知書」と併せて提出していただいている「市外業者選定理由書」について、これまで提出は任意としていましたが、今後は必ず提出していただくようお願いします。
- 2 「下請負契約等の通知書・変更通知書」等の様式の改正について
上記 1 の取扱いにともない、「下請負契約等の通知書・変更通知書」及び「市外業者選定理由書」の様式を改正します。